

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
[REDACTED]
氏名 [REDACTED] 様

上記審査請求人(以下「請求人」という。)から平成27年11月16日付けで提起のあった、名古屋市昭和区福祉事務所(以下「処分庁」という。)が平成27年10月27日付けで行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく保護費返還決定処分(以下「原処分」という。)に関する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

原処分を取り消します。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、原処分につき、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

その要旨は、次のとおりである。

- ① 自立復活の準備金にさせて顶きたい。
- ② 保護係担当者([REDACTED] さん)が6月か7月頃慰謝料で冷蔵庫を買っていいといわれたので慰謝料は普通に活用できるものと思っていたこと。
- ③ 公務員の誤説明(怠慢)による迷惑を受けたこと。
(以下、審査請求書添付資料記載事項抜粋)
 - ① 7月か6月頃 担当者 [REDACTED] さんと話した時:私が慰謝料が入ることになっている。トイレをなおしたい。冷蔵庫を買い換えたい。と云った時 [REDACTED] 氏は冷蔵庫は小さいのになさい一人で生活しているのだからと云って慰謝料は私が普通に活用していいようなことを云っていたので今頃全額返せというのは道理に反すると思う。
 - ② どうしても返しなさいというなら「自由に使っていいよ」といっていたことと全く逆になり。この点は重大な誤りであり、「公務員」の犯した「重大ミス」

に当ると思います。

そして、

- ③ 公務員の犯した重大ミスは憲法 17 条によって国か地方公共団体が補償する責任があります。必ず補償して頂きたい。

憲法 17 条：

市民は（何人も）公務員の誤ちにより損害を受けた時には、国又は地方公共団体にその賠償を求めることができる。

慰謝料とは：：

身体・自由・名誉などを傷つけられた精神的苦痛に対して支払われる損害賠償金：

第 2 処分庁の弁明

平成 27 年 12 月 10 日付け処分庁から提出された弁明書の要旨は概ね以下のとおりである。

(弁明の趣旨)

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(弁明の理由)

1 本件処分に至った経過

- (1) 平成 22 年 2 月 5 日、請求人は、高齢のため就労できず、年金収入なく生活に困窮するとして、名古屋市昭和区社会福祉事務所（以下、「処分庁」という。）宛て生活保護開始申請を行い、処分庁は同日、これを受理した。
- (2) 同月 8 日、新規実地調査のため処分庁職員は請求人宅へ訪問した。その際、請求人に対し「生活保護のしおり」を用いて、収入申告義務の説明を行った。
- (3) 同月 15 日、処分庁は平成 22 年 2 月 5 日付け請求人に対する保護開始を決定した。
- (4) 平成 27 年 4 月 10 日、処分庁職員が請求人宅を訪問した。その際、請求人から「平成 27 年 2 月 23 日に交通事故に遭った」との申し立てがあり、処分庁職員がその状況を聴取した。内容を要約すると、以下のとおり。
 - ア ■■■■■ 付近で自転車から降り、道路を渡ろうとしたところ、横から乗用車がぶつかってきた。
 - イ 右側面から乗用車にあたり飛ばされて、左側面を強打した。
 - ウ ■■■■■ に 2 週間ほど通院した後、週に 2 回、■■■■■ に通院している。
 - エ 治療費については加害者側の保険会社から支払われ、通院のためのタクシー代は、当初■■■■■ 円を渡され、領収書を送ると振込みがある。

オ 処分庁に対して、交通事故にかかる状況を届け出ていなかったものの、示談となり、慰謝料等が提示されたら届け出るつもりであった。なお、請求人より、自転車を弁償してもらえとの話があったため、処分庁職員から、請求人に対し、弁償により自転車を購入した際には領収書を保管しておくよう説明した。

(5) 同年6月5日、処分庁職員が請求人宅を訪問した。その際、請求人から、処分庁職員に対して、加害者側の保険会社から慰謝料が支払われる見込みであるとの申し立てがあった。そのため、処分庁職員は、請求人に対して、法第63条に基づく保護費の返還について説明したところ、請求人から、「大きな冷蔵庫が古くなったので、新しい冷蔵庫が欲しい。」「慰謝料をもって生活保護から自立したい。」との申し立てがあった。また、壊れた自転車の購入に関して、領収書の写しを受理した。

(6) 同年8月6日、処分庁職員が請求人宅を訪問した。その際、請求人から、今後の就労収入について増額が見込まれ、早急に自立したいとの申し立てがあったため、保護の停廃止の要件について説明した。

(7) 同年9月1日、請求人が処分庁に来所した。その際、請求人から、平成27年8月27日付で保険会社より交通事故の慰謝料として、 円が振り込まれた旨の収入申告書及び振り込まれた口座の通帳の提示があったため、処分庁は、これを受理し、通帳については写しを徴取し、請求人に対して、当該交通事故にかかる慰謝料の取扱いについて、検討のうえで連絡することを説明した。

また、処分庁職員は、請求人から提示のあった通帳の写しから、請求人に対して保険会社より交通事故の慰謝料である 円以外に、平成27年3月19日より同年6月10日までの間に9回、計 円の振り込みがあったことを確認した。

(8) 同月4日、処分庁において、査察指導員を含めて協議を行い、請求人が受領した交通事故にかかる慰謝料 円の取扱いについては法第63条に基づく返還対象となるとの検討結果を得た。

(9) 同日、処分庁職員から請求人宛てに電話連絡を行った。その際、当該交通事故にかかる慰謝料の取扱いについて、法第63条に基づき返還となることを説明した。

(10) 同年10月6日、請求人から処分庁宛てに電話連絡があったため、処分庁職員は請求人宅を訪問した。その際、請求人から、処分庁職員に対して、「慰謝料なのに返さんといかんのか。できれば 円は返さずに、来月で生保を切ってもらえれば。」との申し立てがあったため、処分庁職員は、請求人に対して、当該交通事故にかかる慰謝料については、法第63条に基づき

費用返還の対象となること及び請求人が主張する将来の自立資金としての自立更生による控除は認めがたいことを説明した。

- (11) 同月 20 日、請求人が処分庁に来所した。その際、請求人から、「もうすぐ [] 円のコンサルタント料が入るので、生保を切ってもらいたい。」との申し立てがあった。また、保険会社から支給された当該交通事故にかかる慰謝料を含む補償金の全額について、収入申告書を徴取したところ、請求人から、「事故補償金を今後の生活に充てたい。」「収入は全て申告しろだなんて聞いていない。」との申し立てがあったため、処分庁職員は、請求人に対して、「生活保護のしおり」を請求人に渡し、収入申告義務について再度説明を行い、確認書を聴取した。

また、処分庁職員は、請求人に対して、タクシー代等の通院交通費等に用いたことが確認できる資料の提出等があれば、必要な経費を控除の対象とすることを検討することを説明した。

- (12) 同月 22 日、請求人から処分庁宛てに電話連絡があった。その際、請求人から、処分庁職員に対して、慰謝料の [] 円については返還してもよいが、その他の補償金については経費を認めてほしいとの申し立てがあった。
- (13) 同月 27 日、処分庁は、上記 1 (8) の協議に基づき、請求人が保険会社より交通事故にかかる慰謝料として受領した [] 円に対し、平成 27 年 3 月以降に支給した保護費と比較し、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知)(以下「次官通知」という。)第 8-3-(2)-エ-(1)に基づき 8,000 円を控除した [] 円を費用返還額として本件処分を決定し、請求人宛て通知した。
- (14) 同年 11 月 16 日、請求人は、愛知県知事宛て本件処分にかかる審査請求を行った。

2 本件審査請求の争点及び処分庁の意見

請求人は、審査請求書「3 (1) 審査請求の趣旨」において、「③平成 27 年 10 月 27 日付返還決定処分を取り消してほしい。」としていることから、本件処分の取り消しを求めており、また、同じく審査請求書「3 (1) 審査請求の趣旨」において、「①慰謝料は資力に当たらないと思う。」「②自立復活のための生活資金にさせて頂きたい。」としていることから、本件審査請求の争点は、①慰謝料が資力に該当するものか否か及び②自立更生のための費用として受け取った慰謝料を返還することなく、請求人自身の今後の生活費用全般に充てることを認めるか否かという二点となるため、この二点について意見を述べることとする。

(1) 本件処分の適法性について

ア 法第 4 条第 1 項は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について定めた規定であり、生活保護制度が自己責任の原則に対し

補足的役割を担っていることを定めている。

また、法第 8 条第 1 項は、生活保護制度により保障されるべき最低限度の生活が厚生労働大臣が同規定により定める、「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）によって要保護者各々について具体的に確定され、その保護の程度が保護基準によって測定された需要と要保護者の資力（収入）とを対比し、その資力で充足することのできない不足分について決定されることを定めている。

これらの規定から明らかなように、被保護者は、自己に資力（収入）があるときには、まずもって自己の最低生活のために活用しなければならない。

イ 請求人が受給した交通事故にかかる慰謝料については、請求人が被害にあった交通事故にかかる保険会社から支払われた保険金であることから、次官通知第 8 の 3 の (2) のエに規定されるところの、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他臨時的収入」に該当するものであり、認定にあたっては、次官通知第 8 の 3 の (2) のエの (イ) において、「(前略) その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額 8,000 円をこえる場合は、そのこえる額を収入として認定すること。」とされている。

本件処分においては、請求人から、当該交通事故にかかる慰謝料について交通費等の必要経費としての申告はなく、また、上記 1 (1) のとおり、必要経費の案内を行っているものであり、控除を行わなかったとしても違法又は不当な点はないものである。

ウ 次官通知第 8 の 3 の (3) のオにおいては、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」については、収入として認定しないものとされている。

エ 法の運用指針である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知）（以下「局長通知」という。）第 8 の 2 の (4) には、「(前略) 当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。(以下略)」とされている。

オ 法の解釈基準である「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日付社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知 1」という。）第 8 の 40 答 (2) のクには、局長通知第 8 の 2 の (4) にある自立更生のための用途に該当するものとして、「当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場

合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」とされている。

カ 本件処分においては、上記1(5)のとおり、請求人から、「大きな冷蔵庫が古くなったので新しい冷蔵庫が欲しい。」との申し立てがあったものの、請求人から購入の希望があった冷蔵庫については、故障若しくは使用不可能になったことによる要求ではなく単に古い冷蔵庫を新しい冷蔵庫にしたいというものであり、直ちにこれを自立更生のために購入する必要性は認められず、収入として認定しないものとして取り扱わなかったとしても違法又は不当な点はない。

なお、冷蔵庫以外の生活用品については、購入の希望はなかったものである。

キ 「生活保護手帳（別冊問答集）2015」（平成27年8月1日発行）（以下「別冊問答集」という。）問13の5の答(1)には「（前略）したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」とされている。

ク 別冊問答集問13の5答(2)に「しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いをして差し支えない。」とされているが、本件処分において、自立更生のための返還額の一部又は全部の返還免除を認めるべき特段の事情はないと判断したものである。

ケ 本件処分の資力発生日については、別冊問答集13の6答(3)において、「（前略）自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることとなる。（以下略）」とされていることから、請求人が事故に遭った平成27年2月23日を資力発生日とするものである。

コ 平成27年3月から平成27年6月までの保護費の支給の内訳は、次の表のとおりである。

	生活扶助	住宅扶助	医療扶助	介護扶助	計
平成27年 3月分	81,230	■	■	■	108,305
4月分	77,620	■	■	■	118,255
5月分	36,530	■	■	■	39,235
6月分	76,930	■	■	■	128,135
合計	272,310	■	■	■	394,224

（単位：円）

本件処分は、平成 27 年 3 月から平成 27 年 6 月分までの間に請求人が受給した保護費 394, 224 円を対象に、請求人が受給した慰謝料から次官通知第 8 の 3 の (2) のエの (4) に基づき 8, 000 円を控除した [REDACTED] 円との対比により、費用返還額を [REDACTED] 円と決定したものである。

よって、請求人が受領した慰謝料を資力とみなし、またこれを法第 63 条により、平成 27 年 3 月以降に請求人に支給された保護金品の返還対象とする本件処分に違法又は不当な点はなく、請求人が、審査請求書「3(1) 審査請求の趣旨」において主張する、「慰謝料は資力に当たらないと思う。」については、理由がない。

(2) 法第 63 条の適用について

ア 法第 63 条において、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定されているが、この規定の趣旨は、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。

イ また、小山進次郎著「改定増補 生活保護の解釈と運用（復刻版）」（平成 3 年 7 月 1 日発行）（P649）によれば、「本法の保護は、「生活に困窮する者が、……あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として」行われるものであるが、「急迫の事由がある場合」にはその時、その場の状況において必要と認められる保護が行われるし、（中略）このような場合に先に行われた保護ではその当時の状況下において正当だと認められたのであるから、処分自体はそのまま有効なものとして置き、ただ費用の関係では相手方に資力もあることだから、可能な限度で徴収しておきたいという場合がある。本条はこのような必要に応ずる規定である。」とされている。

ウ 本件処分においては、処分庁は、上記 1(4) のとおり、請求人が交通事故に遭ったことを把握し、当該交通事故にかかる慰謝料等の支給がなされることになることは把握したものの、当該交通事故にかかる慰謝料の支給時期及び金額等の補償内容については、直ちに把握することは困難であることから、請求人に「資力がある」にもかかわらず保護を継続したものであるが、事後的に、当該交通事故にかかる慰謝料が請求人に支給されたため、これを資力として、上記 1(13) のとおり、本件処分を決定しているものであり、このような場合において、法第 63 条の適用がなされると解することについて違法又は不当な点はない。

(3) 法第 63 条に基づく返還における控除の適用について

ア 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下、「課長通知 2」という。) 1 の (1) には、「法第 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(以下略)」とされているが、一定の事由がある場合には、課長通知 2 の 1 の (1) ただし書き①から⑥に定める範囲の額を返還額から控除することが認められている。

請求人が審査請求書「3 (2) 審査請求の理由」において主張する「④自立復活の準備金」については、課長通知 2 の 1 の (1) のただし書きにある「⑥当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額」に該当するか否かが論点となる。

イ 本件処分においては、上記 1 (10) 及び (11) のとおり、処分庁は、請求人が、当該交通事故にかかる慰謝料について、今後の自立に向けた費用としたいという希望を把握していたものであるが、課長通知 2 の 1 の (1) の⑥においては、「(前略) なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。」とされているところ、当該交通事故にかかる慰謝料と交通事故に遭った日以降に支給した保護費を返還すると残額がなく、また、上記 1 (11) のとおり、実際に最低生活費を上回る収入を得ていることから、上記 1 (8) のとおり、処分庁において、自立更生の費用として今後の生活費用全般に充てることを目的とした控除を不相当と結論付けたことについて違法又は不当な点はない。

ウ なお、課長通知 2 の 1 の (1) のただし書きには、「③当該収入が「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知) 第 8 の 3 の (3) に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知) 第 8 の 40 の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額」についても、触れられているが、これについては、

上記 2 (1) エ、オ及びカのとおり、法第 63 条に基づく返還額の決定にあたり自立更生のための用途に該当するものとして控除しなかったとしても違法又は不当な点はないものであることを申し添える。

エ また、保護受給中に資力が発生した場合の法第 63 条に基づく保護費の返還に際しては、別冊問答集問 13 の 23 答 (2) において、「(前略)したがって、事後に資力が換金され、その結果法第 63 条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきものである。(以下略)」とされている。

オ 本件処分において、「必要な控除等」として考えられるものとして、上記 2 (1) イのとおり、次官通知第 8 の 3 の (2) のエの (イ) の規定により、世帯合算額 8,000 円以内の額として認めており、その他の控除として考えられるものが次官通知第 8 の 3 の (3) のオの規定により、「災害等によって損害と受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」であるが、上記 2 (1) カのとおり、請求人から希望があった冷蔵庫の買い替えについて認められるものではなく、これら以外に請求人から、自立更生に関して特段申し立てはなかったものであるため、控除を認める必要なく、この点においても、違法又は不当な点はない。

(4) 結語

以上のとおりであるから、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 請求人の反論

平成 28 年 1 月 4 日、請求人から提出された反論書の要旨は概ね以下のとおりである。

- ① 現在自立復活をするために色々と努力をしています。
- ② 確定した収入源のない状況の中での自立復活ですので毎日不安が続いています。
- ③ 11 月 (平成 27 年) 分から保護停止して頂き不安定ながら謝礼金などで生活維持しています。自立復活しています。
- ④ 12 月分についても 程度の謝礼金を確保出来ましたので保護費なしで自立復活の出来る状態です。しかし、平成 28 年 1 月・2 月・3 月・4 月・5 月分などの収入源はまだ確保出来ていません。
- ⑤ しかし出来るだけ自力で生活費を確保し自立復活を続けていく努力は続けています。

- ⑥ もし万一自立努力をしても生活維持のため（1ヶ月に）約 [] 程度収入がなかった時は全く生活が出来なくなり保護に頼ることになってしまいます。その為、万一の時に備えてこの [] を保持していただきたいのです。この [] あれば4ヶ月間程度は生活出来ますのでこの4ヶ月の間に収入源を見つけるよう努力をしたいと思っています。
- ⑦ この [] の資金を私の方に一時預り金にして頂くことは出来なんでしょうか。
- 条件① 1年～2年自立復活出来てさらに確実な収入源が出来た時にそちらの方へお返しする。
- ⑦の条件② 色々の事情からどうしても自立生活が出来なくなった時は一担返金して保護生活に戻る。
- ⑧ 処分庁の意見2のロ、にある保護費支給金合計：394,224円については憲法25条に基づく給付金だと思います。その為、返還の義務は生じないと思いますが如何でしょうか

第4 審査庁の判断

審査請求書、処分庁の弁明書、請求人の反論書及び処分庁から提出された関係書類等の物件から、次のように判断する。

1 認定した事実

- (1) 平成22年2月5日、請求人は、名古屋市昭和区社会福祉事務所にて生活保護開始となった。
- (2) 平成27年2月23日、請求人は、交通事故に遭った。
- (3) 同年8月27日、請求人宛て、(2)にかかる補償金 [] の振り込みがあった。
- (4) 同年10月27日、処分庁は、(3)の補償金について、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(2)のエの(イ)に基づき、8,000円を控除した [] を費用返還額として原処分を決定し、請求人宛て通知した。

2 判断

本件審査請求については、「法第63条の適用に妥当性があるか否かという点」、また、妥当性があるのであれば「返還額が適正に算出されているか否かという点」、の二点が争点となる。

まず、一つ目の争点「法第63条の適用に妥当性があるか否かという点」をみるに、法第63条に、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、

すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定されている。

平成 27 年 8 月 27 日に請求人の通帳に振り込まれた、原処分の対象となった補償金（以下「補償金」という。）は、平成 27 年 2 月 23 日に請求人が被害を受けた交通事故にかかる補償金である。交通事故等の被害により補償金を受領した場合は、「生活保護手帳別冊問答集 2015(平成 27 年 8 月 1 日発行。以下「問答集」という。)」問 13 の 6 問「次の場合、法第 63 条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点はいつと考えるべきか。」という問の (3) に「自動車事故等の被害により補償金、保険金等を受領した場合」という項目が規定されており、このことから、法第 63 条の適用が想定されたものと解することに問題はない。よって、本件について法第 63 条を適用することに違法又は不当な点はない。

次に、二つ目の争点「返還額が適正に算出されているか否かという点」をみる。

まず、補償金が [] の入金金額であったことは、請求人が所有する通帳の写しにより確認でき、誤りはない。ここで、当該補償金は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。)第 8 の 3 の (2) のエの (イ) に規定された保険金その他の臨時的収入であると解されるが、その規定に、世帯合算額 8,000 円（月額）をこえる場合に、そのこえる額を収入認定として認定することとされているため、入金金額 [] から 8,000 円を控除し、返還額を認定している点についても、違法又は不当な点はない。

また、原処分にかかる返還額は [] と決定されているが、自動車事故の被害により補償金受領した場合の資力発生時点は、問答集問 13 の 6 答 (3) に、「(略) 自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることとなる。(略)」と示されている。そのため、処分庁は、請求人が交通事故の被害にあった平成 27 年 2 月 23 日を資力発生日と定め、資力発生日以降に支出した保護金品に相当する金額の範囲内において返還額を決定することとなる。処分庁は、問答集問 13 の 6 答 (3) のとおり、資力発生日以降の平成 27 年 3 月から 6 月までの保護費の計 394,224 円の範囲内において返還額を決定しており、その点についても違法又は不当な点はない。

さらに、返還決定額 [] のうち、返還額の控除等を行うべき内容がないかを確認する必要がある。

さて、請求人が審査請求書において返還額から控除するよう申し立てている具体的な内容は、「自立復活の準備金にさせて頂きたい」、「冷蔵庫を買い換えたい」という点である。その他、返還額の控除等を行うべき内容については、弁明書 2 の (3) のオにおいて、処分庁は「(略) これら以外に請求人から、自立更生に関して特段申し立てはなかったものであるため、控除を認める必要なく (略)」と申し立てて

おり、その点について請求人からの反論がないことから、特にないものとして判断する。

請求人が「自立復活の準備金にさせて頂きたい」と申し立てている点については、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。）」の 1 の (1) ただし書き①から⑥に定める範囲の額を返還額から控除することが認められており、その⑥「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては（略）」をふまえて検討する必要があるが、その通知には、「（略）当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。」と記されており、処分庁の弁明のとおり、処分庁が自立更生の費用として今後の生活費用全般に充てることを目的とした控除を不相当と判断したことに違法又は不当な点はない。

次に、「冷蔵庫を買い換えたい」という点については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。）第 8 の 2 において、収入として認定しないものの取扱いが示されているが、その (4) に「自立更生のための（略）災害等による補償金（略）のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。（略）」と示され、その自立更生のための用途に供される額の認定基準は、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第 8 の 40 の答に、「次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。」とされ、答 (2) のクには、「当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」は、収入として認定しないものとして示されている。

この規定をふまえると、冷蔵庫は「利用の必要性が高い生活用品」であり、かつ、「保有を容認されるもの」であると認められ、さらに、請求人は購入に意思を示しているため、直ちに購入にあてられる場合という要件も満たすことは推察される。しかし、処分庁は当該冷蔵庫に関する費用は、課長通知第 8 の 40 の答 (2) のクの「必要と認められる最小限度の額」として認められないと判断し、控除として認めていない。その理由を、処分庁は弁明書において、「故障若しくは使用不可能になったことによる要求ではなく単に古い冷蔵庫を新しい冷蔵庫にしたいというものであり、直ちにこれを自立更生のために購入する必要性は認められ」なかったと主張している。確かに、最低限度の生活を保障する生活保護制度の趣旨から、必要のない額まで返還額から控除することは認めることはできず、買い換えの必要のない冷蔵

庫の購入費まで控除の対象とすることは法の趣旨から逸脱する。しかし、一方で、課長通知第 8 の 40 の答 (2) のクは、故障若しくは使用不可能にならないと適用できないという限定的な条件は示されていない。家電製品は、永久的に使用できるものではないため、ある程度古くなれば買い換えを検討することは、一般的な考え方である。故障若しくは使用不可能ではなくとも、一般的に冷蔵庫の買い替えを検討するに妥当性があると認められるほどの期間使用をしていたのであれば、その買い換えの費用は、本件処分の返還額から控除されて然るべきである。

については、本件処分にかかる冷蔵庫は、請求人に確認したところ、National 冷凍冷蔵庫 品番「NR-C37D1-H」であり、本製品は 1999 年 6 月から 2000 年 8 月までの間に製造されたもので、生産終了から 15 年以上経過している製品である。メーカーは、冷蔵庫の補修部品の保有期間を 9 年としており、今後当該審査請求にかかる冷蔵庫が故障した場合、部品交換は非常に困難である。メーカーの補修部品の保有期間が終了し、部品交換が困難になってから、更に 6 年以上経過している本件審査請求にかかる冷蔵庫は、原処分の判断時点で故障若しくは使用不可能になっていなくとも老朽化していることは明らかであり、一般的に冷蔵庫の買い替えを検討するに十分な期間使用されていると解するのが妥当である。よって、その買い換えの必要性は認めることができ、請求人がその費用を課長通知第 8 の 40 の答 (2) のクに基づき、資力 (収入) から除外することを求めることには、理由があると認められる。

なお、請求人は、審査請求書において、「公務員の誤説明 (怠慢) による迷惑を受けたこと。」と申し立て、審査請求の理由としているが、法第 63 条の「急迫の場合等」の「等」とは、「(略) 保護の実施機関が保護の程度の決定を過って、不当に高額の設定をした場合等である」(小山進次郎著「改訂増補 生活保護の解釈と運用 (復刻版)」(平成 16 年 2 月 16 日発行)と解釈されており、実施機関が誤って支給した保護金品についてまでも返還決定を行うことが想定されていることから、単に保護の実施機関が誤って不正確な説明を行ったからといって、法第 63 条の返還義務を直ちに免れるものではない。

したがって、原処分は、法第 63 条の適用には妥当性があるものの、その返還額については一部適正に決定されていないと認められ、違法とはいえなくとも、不当な決定であったと判断する。

以上により、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 40 条第 3 項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成 28 年 2 月 3 日

愛知県知事 大村 秀 章

